

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 P C D S (太平洋軍備撤廃運動)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、
15日に発行。

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

01 95/7/15

¥100

発刊の辞 フランスの核実験の行方。国際司法裁判所における核兵器の違法性をめぐる審理。96年中に全面核実験禁止条約がはたして締結されるか。97年には、新体制に入った核不拡散条約(NPT)のもとで最初のNPT再検討会議準備会の開催。アメリカの核戦略の不気味な搖れ。世紀末まで、核兵器をめぐる緊迫した情勢が続く。世界のNGOは、声明を発し、2000年を目指して核兵器廃絶のために動き出した。政府や国際機関側の動き、反核運動やNGOの動き、それらを理解するための基礎知識などを、関心のある運動体や個人に伝えるために、この情報紙を刊行する。

フランス政府への反論

核実験、9カ月に8回は過去最高級のペース

6月13日にシラク大統領が核実験再開を発表した翌日、P C D S の抗議に対してフランス政府はコミュニケをFAXで送ってきた。そこには核実験再開についてのフランス政府の公式見解が述べられている。全文は別項に掲げる。これが、今のところ入手できる唯一の公式文書なので、具体的な反論を掲げる。

1. 「核実験をなくすための核実験」は公約違反である。

フランス政府も認めているように、全面的核実験禁止条約(CTBT)を1996年末までに締結するという目標は、いまや核兵器国の国際公約となっている。5月に採択された核拡散防止条約(NPT)延長会議における決議文にも、そのことが記載されている。しかし、コミュニケは、今回計画している実験は、核実験なしにシミュレーションによって核兵器の維持を可能にして、CTBTに関する公約を果たすためであると説明している。しかしこの立場は、別の国際公約に違反している。

CTBTの前提として、1963年に締結された部分的核実験禁止条約(PTBT)がある。フランスは加盟していないとはいえ、その内容には従うとして、1975年以来、大気圏核実験を地下核実験に切り替えた。将来作られるべきCTBTは、少なくともPTBTの精神を受け継ぐものであるというのが、最低限の国際的な了解である。そのPTBTの前文によれば核実験禁止条約の目的は、核兵器などの生産と実験への誘因を除去することと、地球環境の破壊に終止符を打つことである。

『・・核兵器を含むすべての種類の兵器の生産及び実験への誘因を除去することをその主要な目的として宣言し、・・』『また、放射性物質による人類の環境の汚染を終止させることを希望して、次のとおり協定した。』(PTBT前文)

核実験が禁止された後にも、シミュレーション実験を続けるというフランスの立場は、環境面での改善ではあろうが、核兵器生産への誘因除去という「主要な目的」に背くものである。

在日フランス大使館公報部 コミュニケ

フランス共和国大統領はこのほど、来る数ヶ月の間に最後の核実験シリーズを実施すると発表した。この一連の実験は将来、実験を行わずに核兵器の確実性と信頼性を確保するシミュレーション・システムを開発することを目的としている。

今回の実験の結果フランスは、国際社会が定めた目標通りに、1996年末までに包括的核実験禁止条約(CTBT)に調印できるであろう。

共和国大統領によって決定された一連の実験は、以下の諸点を特徴とするものである。すなわち、これは最後の実験シリーズであり、そこで実施される実験の数は限られ、その期間も限定されたものである(1996年半ばには終了しているはずである)。また、今回のシリーズもこれまでのものと同じく、安全面に関して最大の配慮を払い、環境にいかなる影響も及ぼさない。

フランスは從来から一貫して、CTBTが発効していない以上、一連の核実験を再開する権利を保留することを明らかにしてきた。

我が国の決定はフランスの国際的な約束に完全に合致するものである。我が国が加わった核実験の停止に関する昨年の国連総会決議や、最近のニューヨークにおけるNPT会議の原則と目標に関する宣言など、複数の国際文書において核実験に関する「最大限の自制」の義務がうたわれているが、我が国はこれを遵守している。これらの文書のいずれも、現状において核実験の最終的な中止を義務付けてはいない。

今回の実験シリーズの特徴や、その目的(シミュレーションへ向けた技術の進歩、1996年末までのCTBT調印)のいずれを見ても、フランスが目指しているのが新型兵器の開発でも、既存兵器の量的、質的強化でも、あるいはまた核兵器の小型化でもないことは明らかである。

1995年6月14日

ムルロア

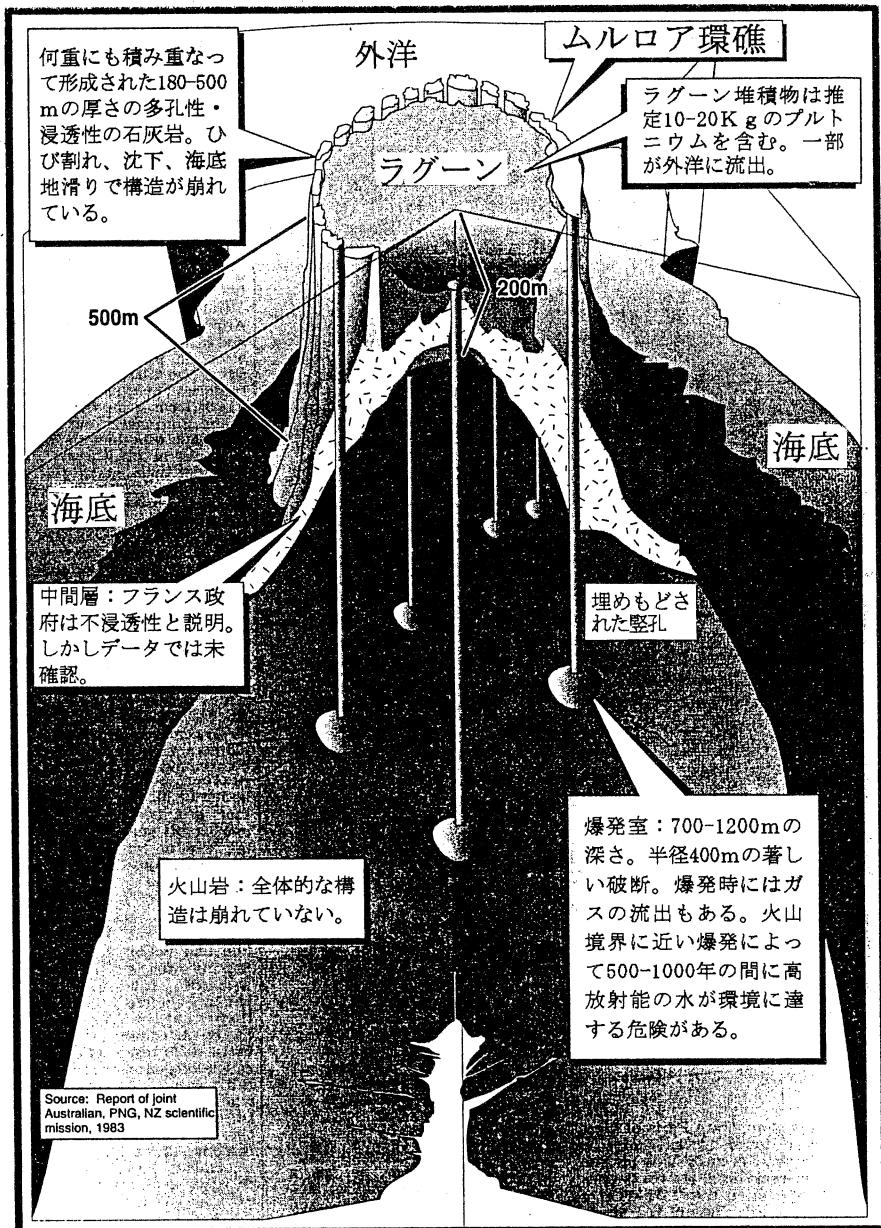
放射能を含んだスポンジ 環境への恐怖物語

1979年7月25日の事故

クック諸島のラロトンガ観測所で地震波によって検出された1979年7月25日のフランス核実験は、ムルロアで起こった地震波のなかで最大のものであった。その爆発は、マグニチュード6.3（リヒタースケール）もある異常に突出した規模をしめし、核爆発にして150-200キロトンの威力に相当した。この異常は、核弾頭装置を環礁の南部に掘った800メートルの豊孔に降ろすときに途中でひっかかったことに起因していた。取り外そうとしても取り外せなくなつたので、フランス核実験センター（DIRCEN、国防大臣直轄）は、400メートルの深さで、そのまま爆発させてしまった。

その結果、環礁の外壁の巨大な塊が吹き飛ばされた。ニュージーランドのビクトリア大学の地質学者は、最初の爆発で直径140メートルの空洞が発生し、その上にあったおびただしい量の岩が粉々になって陥没したであろうと計算している。別の学者は、緩んでしまった外壁の大きな塊は、この事故だけでも100万立米の珊瑚礁と岩の量に相当すると推定している。この塊は3時間後に落下し、トゥアモトゥ諸島（ムルロアはその中の一つ）に津波をもたらし、環礁の南部にいた6人が負傷した。

フランス当局は、津波は自然の大波だと言った。フランス原子力委員会は実験の直後に発生したにもかかわらず、実験と津波の関係をいっさい否定し、事故があったことすらも否定した。しかし、1985年10月、DIRCENは、詳しい説明はしなかつたが「1979年7月25日の事故」を認めた。この事故の結果、フランスは実験の最大威力を一時的に低くしたが、ラグーンでの実験方法を確立した1982年には、再び威力を上昇させた。（天然資源防衛評議会（NRDC）『核兵器データブック・ワーキング・ペーパー』）



作成：オーストラリア、パプアニューギニア、ニュージーランドの合同科学調査団（1983年）

沈下と亀裂

1979年7月25日の事故だけでも、そら恐ろしいことであるが、そのほかにも多くの環境破壊の事実や可能性が指摘されている。

フランスの技術者たちは、地下核実験によってムルロア環礁は徐々に不可逆的に崩壊していると指摘している。その結果、1回の爆発ごとに2cm沈下し、1976年から1981年までに1.5mの沈下が発生していることになる。フランス政府

は、「爆発室の真上の表層石灰岩がわずかに沈下している」と認めたことがある。環礁の北部と南部の沈下のために、DIRCENは、1978年末以来、付近の道路を高くしなければならなかった。

珊瑚礁の海中の外壁に亀裂が生じている。1980年にフランス陸軍が作成した地図にも、それらははっきりと示されている。報道によれば、亀裂の一つは50cmの幅で500mの長さに達し、太平洋に放射性が漏れている。

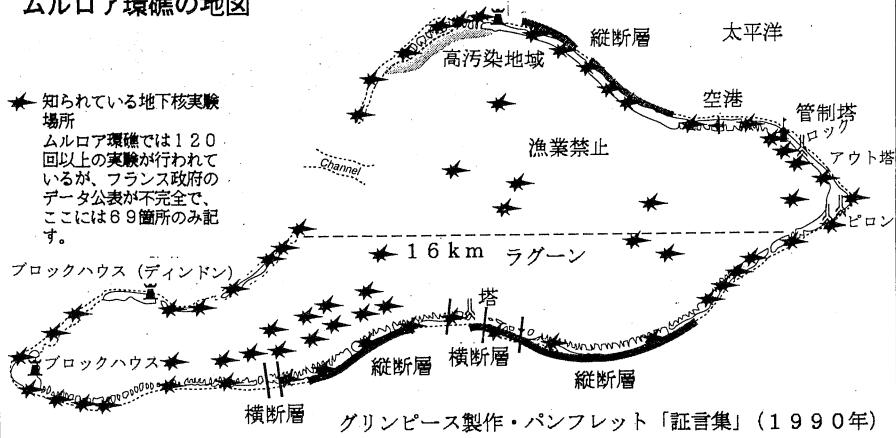
眠る火山を起こす

環礁での爆発があるたびに、環礁への流体の流出や流入や浸透がおこり、マルロアは絶えず海を汚染している「放射能を含んだスポンジ」のようなものである、と言わされてきた。

サイクロンによる汚染の拡大にも触れる必要がある。マルロアは多くのサイクロンに襲われる。もっとも激しかった1981年3月11-12日のサイクロンでは、北部の環礁にあった放射性廃棄物が、ラグーンに洗い出された。フランス政府の役人も1981年10月に、その事実を認めた。それまで公式には、核廃棄物の存在を認めていなかった。

さらに最近新しい「恐怖の物語」が持ち上がっている。マルロア環礁は図に示されているように、火山の上に珊瑚礁が乗って形成されている。最近のAPによると、フランスの火山学者ピエール・ヴァンサンが「核実験による次の一撃が、900万年間眠っていた海底火山を爆発させるかも知れない」という説を唱えた。マルロアでは、核爆発のたびに生じる衝撃波が、火口に強力な力を加えてきた。その力は隕石の落下の衝撃

マルロア環礁の地図



に匹敵する。次の、第139番目の実験が、火口の一部を破壊する可能性があるというのである。彼は15

年間、火山の不安定化に関する研究をしてきた。

ひそかにマルロア環礁に潜入 グリンピースのゴム・ポート

フランスの核実験に抗議するためマルロア環礁の制限水域に入った途端、「虹の戦士」号がフランス軍に急襲された話は、新聞やテレビに大きく報道された。通信を回復したあととの「虹の戦士」号からの連絡によると、急襲される数時間前に、グリンピースの活動家が乗った4隻のゴ

ムポートが海に出て、そのうちの少なくとも一隻がマルロア環礁内のラグーン（環礁に囲まれた海面）に到着した。現地時間の7月11日深夜（日本時間12日午後7時）、3人の乗組員が乗ったそのゴムポートは、まだフランス軍に発見されないで環礁にとどまっている。

(1ページからつづく)

2. 「最大限の自制の約束を遵守」はウソ

NPT無期限延長に付随して合意された決議文の「CTBTが発効するまで、核兵器保有国は実験を最大限自制する」という内容にフランス政府は同意した。コミュニケは、フランスはこの約束を遵守していると述べている。しかし、過去の実験実績に照らして、この弁明はウソである。

フランスは、1984年以来、年間8回の実験ペースを守ってきた。しかも、モラトリアムに入る前の1990と1991年には年間6回に減らせた。ところが今回の発表では、今年の9月から来年の5月までの9カ月に8回の核実験を行うという。明らかに最近の実績を上回る実験ペースをフランス政府は選択した。このペースはまた、年間11回のペースを意味しており、1960年にフランスが核実験を始めて以来、これを越える回数を記録したのは、1980年(13回)と81年(12回)の2回のみである。

したがって、最大限自制したという弁解にまったく説得力はない。

3. 「環境にいかなる影響も及ぼさない」は事実に反する

実験場とされる南太平洋のマルロア環礁に、深刻なひび割れが生じていることは、フランス政府が、区域を制限して調査を

許可し、その中立性に批判が寄せられたクストー調査団(1987年)の写真にすら写し出されている。また、アメリカの科学者ノーム・バスクは、クストー報告を再吟味して、クストーは採取した2箇所の海水試料から、かなり高いレベルのCs-134(半減期が2年)を検出していたことを明らかにした。バスクは、珊瑚礁から放射能が太平洋に漏れ出ている可能性を指摘した。環境問題については、このほかにも多くの問題点が指摘されている(2ページ参照)。フランス政府が環境に影響がないと主張するのであれば、実験条件についての技術情報を科学者に公表して、その論拠を明らかにしなければならない。

4. 核兵器近代化計画の中止をまず声明すべき

核兵器の量的、質的な強化目的の核実験ではないと、フランスは主張する。しかし、フランスは、核兵器の近代化の途上にある。潜水艦発射弾道ミサイルの最新型が、96年に配備されようとしている。それに搭載される核弾頭TN75の実験を、モラトリアム直前にやったと考えられているが、今回の実験がこの新配備と関連していないという保証はない。さらに、第5世代の潜水艦発射ミサイルM5を開発中である。2005年の実戦配備を目指している。93年6月にはこのM5ミサイルに載せるための新型核弾頭TN76の研究開始が宣言された。フランス政府は、質的、量的強化をしないと言うのであれば、これらの新型核兵器の開発計画を中止すると、まず明確に発表すべきである。(梅林宏道)

「NGO声明」の賛同団体を募っています

以下の声明は、核不拡散条約（NPT）延長会議のときにニューヨーク国連本部を取り巻いた世界のNGOが発したもので、2000年までの核廃絶を求めるこの声明に、賛同団体を募っています。6月20日段階で、243団体が名を連ねています。ノーベル平和賞を受賞したIPB（国際平和ビューロー）やIPPNW（核戦争防止国際医師の会）を含め、CND（核廃絶運動）、IALANA（国際反核法律家協会）、国際非核自治体会議、WRI（国際戦争抵抗者同盟）、NFI（非核独立太平洋運動）、グリンピースなど国際組織や、世界各国からNGOが参加しています。日本に事務所のある団体としては、原水禁、

PCDS（太平洋軍備撤廃運動）、95年を核のない世界への転換点に！運動、原子力資料情報室、環境・持続社会研究センター、婦人民主クラブが参加しています。

賛同団体は、PCDSに、団体名（できれば英語名も）、住所、電話、FAX、あれば電子メール番号を連絡いただければ、事務局に伝えます。直接連絡なりたい方は、Xanthe Hall, IPPNW Germany, fax:+49-30-693-8166、もしくはPamela Meidell, Nuclear Age Peace Foundation, fax:+1-805-568-0466にご連絡下さい。同時にPCDSに連絡いただければ助かります。

「NGO核廃絶会議」声明

私たちの子供や孫たち、未来のすべての世代にとって、世界が安全で生き延びることのできるものであるために、私たちは核兵器のない世界を達成し、50年間続いた核実験や核兵器生産の遺産である環境破壊と人間への被害を補償することが必要です。

さらに、原子力技術の「平和利用」と戦争への利用の間に断ち切ることのできない関連があること、半減期の長い放射性物質の生成や利用により、未来世代への脅威がつきまとうこと、を認識しなければなりません。私たちは、大量破壊兵器用の物質を作り出したり何千世紀にもわたり環境を破壊し続けることのない、クリーンで、安全で、再生可能なエネルギー生産の形態に移行しなければなりません。私たちにとって本当に「奪いえない権利」は、原子力エネルギーにあるのではなく、核兵器のない世界に生きる人々の生命、自由、そして安全にこそあるのです。

私たちは核兵器のない世界は、注意深く一步一步達成してゆかなければならぬと認識しています。私たちは、それは技術的に可能だと確信いたします。政治的な意思の欠如、特に核兵器国との意思の欠如が、唯一の障害です。化学兵器、生物兵器が禁止されたのと同じように、核兵器は禁止されなければなりません。

私たちは核兵器の廃絶を達成するために、すべての国に対し、特に核兵器を公然であろうと事実上であろうと保有する国に対し、次のことを実行することを求めます。

1) 限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める核兵器廃絶条約の交渉を1995年に開始し、2000年までに締結すること（注）。

2) 核兵器の使用や使用的威嚇を行わないことを直ちに無条件に約束すること。

3) しきい値をゼロに定め、すべての国の核兵器開発を禁止するという目的を明記した、真に包括的な核実験禁止条約を速やかに締結すること。

4) 新しい核兵器を追加生産したり配備することを中止し、配備済みの核兵器の除去と不能化を開始すること。

5) 核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事および商業用利用と再処理を禁止すること。

6) すべての国の核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保障措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。

7) 非核の流体力学爆発、コンピュータ・シミュレーションなど（それらに限らず）研究室の実験による核兵器の研究、設計、開発、実験を禁止し、すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置き、すべての核実験場を閉鎖すること。

8) トライロルコ条約やラロトンガ条約で作られたような非核兵器地帯をさらに増やすこと。

9) 核兵器の使用と使用的威嚇が違法であることを認識し、これを公に、また国際司法裁判所において宣言すること。

こと。

10) 持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し支援する国際エネルギー機関を設立すること。

11) 核兵器廃絶へのプロセスの立案や監視に、市民やNGOが参加することを保証する機構を創立すること。

核兵器のない世界は、人類すべてが熱望しているものです。この目標は、少数の国の核兵器保有を公認している核不拡散体制では達成できません。私たちの「共通の安全保障」には、核兵器の完全な除去が必要です。私たちはNPTの無期限、無条件延長に反対します。私たちの目的ははっきりしています。それは無条件の核兵器廃絶です。

（注）核廃絶条約は、不可逆的な核軍縮の方法を定めるべきであり、次のような内容を（それに限らず）含むべきである。つまり、配備されているすべての核兵器システムを撤去し不能化すること、核弾頭を不能化し解体すること、核弾頭と核兵器使用可能な放射性物質を国際的な保障措置のもとに置くこと、弾道ミサイルや他の運搬手段を破壊すること。この条約はまた、遅滞なく独立に実行されるべき、上に掲げたような方法を含むことも可能である。完全に履行された暁には、条約はNPTにとってかわるであろう。

1995年4月25日、ニューヨークにて

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-（6ヶ月¥2,500-）です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志津勝彦（平和資料協同組合）、笠本丘生（PCDS）、田巻一彦（キャッチピース）、伊波洋一（沖縄、PCDS）、ジン・マクソーリィ（オーストラリア、グリンピース・アジア地域コーディネーター）、鈴木かずえ（グリンピース・ジャパン）、ニック・マクレラン（オーストラリア、PCDS）、皆川みづゑ（PCDS）、梅林宏道